経済観光・港湾委員会資料 平成 2 0 年 6 月 1 6 日 港 湾 局

請願第8号 港湾局長の罷免について 請願第9号 土地貸付の契約解除等について

1.本件土地に関する経緯

(1)本件土地の取得

当局事業である臨港幹線道路(新港~山内地区)整備事業に伴い、平成 10 年 9 月 25 日、鶴見区生麦所在の本市所有地との交換により取得しました。

|土地の概要| 所在: 神奈川区栄町89番4外

面積: 2,727 ㎡ (案内図参照)

平成 13 年 9 月ポートサイド F-1 街区市街地再開発事業の代替地とし

て約445㎡を売却

(2)財産区分と施設告示

・土地取得後の平成 11 年 1 月 5 日、公有財産規則第 8 条第 1 項に基づき、財政局長あて取得通知をいたしました。本件土地は、水際線を有する貴重な土地であり、将来港湾関連の様々な利用の可能性があるため公有財産台帳には公共用財産(港湾施設)として登載しました。

・平成 13 年 11 月から本件土地の進入路となっている私道の所有者 3 名に対し、都市計画局(当時)の副申もあり、車両置場等として使用許可しました。

使用料は、港湾施設使用条例を適用し、月額 150 円/㎡としました。

- ・本来ならば、公有財産台帳登載時に横浜市港湾施設使用条例第2条第2項に基づく告示が必要でしたが、平成20年3月告示が失念されていることを確認しました。
- ・平成20年3月14日手続上の不備を補うため横浜市告示第105号をもって山内ふ頭地区港湾施設用地の改正告示を行いました。しかしながら、本件土地利用などに関し、さらに慎重に検討すべきものと判断し、3月18日横浜市告示第106号をもって第105号告示の取消を行いました。

(3)本件土地の使用関係

・平成 20 年 3 月 1 8 日の告示の取消に伴い同日付で行政財産から普通財産としての手続に移行させ、土地使用者との間で 9 月末までの期間、公有財産賃貸借契約(一時貸付)を締結しております。(貸付料単価 = 月額 393 円/㎡)

・契約状況

相手方	面積	使用目的	貸付期間	貸付料単価
K 氏	5 3 2 . 3 0 m²	車両置場・荷捌場	平成 20 年 3 月 1 8 日	
T(株)	8 1 1 . 9 6 m ²	車両置場・ごみ置場	から	393円/㎡・月
Y (株)	3 1 . 8 2 m²	車両置場	平成 20 年 9 月 3 0 日	

2. 住民監査請求と監査結果

平成 20 年 3 月 26 日、本件使用許可について住民監査請求が提出され、5 月 22 日、 監査委員より市長に対して是正勧告がなされました。

請求者の請求主旨	港湾局は、神奈川区栄町の市有地について、横浜市港湾施設使用条例に基づき使用許可したとしているが、施設告示は行われておらず違法な使用許可である。 横浜市公有財産規則により算出した価格との差額について、平成 13年11月から77ヶ月分の使用料に換算すると50,584,380円の損害をこうむったので、違法な市有地の使用許可による損害の填補を求める。損害が補填されない場合には、市長及び関係担当職員への適切な処分を求める。
港湾局の陳述主旨	本件は、本来普通財産の貸付として貸付料を徴収すべき案件についてその徴収を怠ったという事案ではなく、元来、横浜市としては、平成11年1月から公共用財産(港湾施設)として管理していた本件土地について、平成13年11月から条例に基づいて使用許可をし、それに相応する使用料を徴収してきたものであり、告示の失念という事務的なミスはあったものの財務会計上の損害を発生させたものではない。
監 査 結 果	勧告 ・市長は、3 箇月以内に、本件監査において認められた本件土地の不適切な財産管理について是正する措置を講じられたい。 監査委員の判断 ・港湾局が行った本件土地内の施設の使用許可は、その手続において違法な財産の管理であり、市長においては、3 箇月以内にこれを是正する措置を講じられたい。 ・市の損害に関する請求人の主張は、期待利益を前提としたものであって損害の存否及びその額については判断できないから、具体的な事実を指摘しての主張とは認められない。

3.今後の措置

今後の管理形態については、局内で検討チームを設け横浜港の管理運営等の視点から検討を進めており、早急に結論を出したうえ監査の期限(8月22日)までに必要な措置を講じてまいります。